

## 愛知県立豊田東高等学校「校則」

### 1 登下校について

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、保護者から学校へ連絡するか、生徒手帳の届欄に記入・押印をして、HR 担任に届け出る。遅刻をした場合は、職員室で入室許可書を受け取ってから教室に入る。早退をする場合は、保護者の迎えを原則とする。
- (2) 交通規則、交通道徳を守り、事故防止に努める。
- (3) 自転車で通学する場合は、自転車通学許可願を提出する。
- (4) 原動機付自転車や自動車の運転免許の取得は、原則として禁止する。ただし、公共交通機関、徒歩または自転車での通学が極めて困難な場合、原動機付自転車については、所定の手続き後、許可をする。
- (5) 一般生徒の下校完了は夏季（3月から9月まで）17時30分、冬季（10月から2月まで）17時とする。
- (6) 部活動実施日の下校完了は、夏季（3月から9月まで）は18時30分、冬季（10月から2月まで）は18時とする。ただし、12月、1月を除き、公式戦・発表会前2週間以内において7日間までは、顧問の監督の下で上記の下校時刻を30分繰り下げる場合もある。また、休業日の部活動は上記の規程にかかわらず、年間を通して17時下校完了とする。
- (7) 登下校時の保護者の車による送迎は、校内への乗り入れはできない。ただし、病気、けが等で自力での登校が困難な場合、事前に申し出があれば校内への乗り入れを許可する。

### 2 服装等について

登下校時および校内では、制服等を以下のとおり着用する。夏冬の更衣については各自の判断で行う。やむを得ず制服が着用できない場合は、生徒手帳の異装許可願に記入・押印して許可を得る。本校の行事等で校外において活動する場合もこれに準ずる。

なお、学校休業日の部活動に参加する場合は、学校指定の体育服または部活動のジャージ等で登下校してもよい。ただし、制服との併用は禁止する。

#### (1) 制服

##### ア 冬服

##### (ア) 上衣

学校指定のブレザー、シャツまたはブラウスを着用し、ネクタイまたはリボンを着ける。

##### (イ) スカート・ズボン

学校指定のスカートまたはズボンを着用する。スカート丈は膝にかかる長さとし、ズボン着用時のベルトは黒・茶系で華美でないものとする。

##### (ウ) 白・黒・グレー・紺色のソックスを着用する。くるぶしが出ない形状とする。

##### イ 夏服

学校指定の半袖シャツまたはオーバーブラウスを着用する。

##### ウ その他

ブレザーを着用しない季節は、学校指定のポロシャツを着用してもよい。また、学校指定のベスト・セーターは季節を問わず着用してよい。

- (2) 防寒用に以下のものを着用してもよい。
  - ア ブレザーの下に着用する紺または黒のVネックセーター（ブレザーから外に出さないこと）
  - イ 華美でない手袋、マフラー、帽子、耳当て、膝掛け
  - ウ ベージュまたは黒のストッキング・タイツ
- (3) 靴等
  - ア 通学用の靴は、厚底でない黒の革靴または華美でない紐付きのスニーカーとする。
  - イ 上履きは、学校指定のスリッパとする。
- (4) 雨具
  - 自転車通学者はカッパを着用する。雨靴を使用してもよい。
- (5) 頭髪
  - ア 端正に整髪された頭髪とし、装飾や加工（パーマ、カール、染色、脱色等）をしない。
  - イ 前髪は目にかからない長さとし、髪を束ねるときは黒・紺・茶等のゴムを用いる。
- (6) その他
  - ア ピアス、マニキュア、ペディキュア等はせず、装飾品類は身につけない。
  - イ カラーコンタクトレンズや瞳を大きく見せるコンタクトレンズは使用しない。

### 3 所持品について

- (1) 携帯電話、スマートフォン等
  - 個人所有の携帯電話等デジタル端末（スマートフォン・タブレット・ウェアラブル端末を含む）を学校内へ持ち込むことができる。また、許可された条件（始業時刻前または終業時刻後、その他学校が使用を許可した場合）で個々に使用を認める。それ以外の学校内での使用は禁止とする。
- (2) 学校生活に不必要な物品、金銭、貴重品等を持ち込まない。

### 4 その他

- (1) アルバイト
  - アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的な理由でやむを得ず従事する必要がある場合については、所定の手続き後、許可をする。
- (2) 学生割引
  - 学生割引証交付願に旅行届を添え、交付希望の7日前までにHR担任に提出する。

### 5 校則改定または廃止の手続き

- (1) 生徒会役員は、生徒議会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定または廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しの必要性が生じた場合、アンケートなどの適切な方法を用いて生徒や保護者等の支援者からの意見を聴取するとともに、運営委員会でその内容について議論する。
- (3) 校長は、運営委員会等での議論を踏まえ、校則の改定または廃止について決定する。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒や保護者等の支援者に説明する。